

性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ
性暴力救援センター・東京（SARC 東京）
ヒアリングの概要

1 日 時

令和2年2月14日（金）14:00～16:20

2 場 所

特定非営利活動法人 性暴力救援センター・東京（SARC 東京）

3 概 要

平川和子・特定非営利活動法人性暴力救援センター・東京（SARC 東京）理事長から、未成年者からの被害相談の実情等を中心に、SARC 東京における支援実績（2018年度）について、田辺久子・SARC 東京運営委員から、SARC 東京に被害相談した者の警察への被害申告の状況等について、白石和代・東京都総務局人権部人権施策推進課課長代理から、東京都による支援等の状況についてそれぞれ説明を受けた後、平川理事長、田辺運営委員及び白石課長代理への質疑応答を行った。

4 説明及び質疑応答の要旨

（1）SARC 東京における支援実績（2018年度）について（平川理事長）

<24時間ホットラインへの電話相談状況について>

- 電話相談のうち、
 - ・未成年者からの電話相談は1割強である。
 - ・障害者の方からの電話相談がどのくらいあったかについては把握できていない。
 - ・いわゆるLGBTの方からの電話相談もある。特にトランスジェンダーの方への相談支援は、数としては少ないものの、支援員も未だ慣れないことも多く、対応の難しさを感じている。

<24時間ホットラインで電話相談を受けた未成年者について>

- 24時間ホットラインで電話相談を受けた未成年者のうち、
 - ・中学生・高校生（13～17歳）はおよそ5割であった。
 - ・およそ4割は東京都外からの相談であった。

<未成年者からの被害相談（犯罪類型別及び性別）及びそこから見える課題について>

- 未成年者からの被害相談を犯罪類型別に集計したところ、強制性交等、

強制わいせつ、監護者性交等及び監護者わいせつの4つの犯罪類型で、未成年者からの被害相談の7～8割程度を占めている状況である。男性被害もある。

- 未成年者被害については、警察等に被害を自ら届け出ることができないまま、被害が継続している事例が多くある。
 - 強姦性交等の18～19歳の被害者のうち、およそ2割弱については、実父、継父、母親の内縁の夫等からの被害である。これらの被害者は、加害者に学費を負担してもらっているなど、経済的に支配されており家から離れることが難しく、その上、移動場所などを常に追跡されていることもあり、行動全般に加害者の支配や執着が及んでいる。また、加害者から離れると、ほっとする反面、解離や引きこもりの症状が発現するなど、複雑な心理状態に置かれていることも多いため、支援員としては、見かけは元気ですっかりしているが、いつ自傷行為や自殺を試みてもおかしくないという危機感をもって対応している。
 - 現場で支援している立場からすれば、刑法が改正されただけでは救済されない被害者が依然多くいる。特に未成年者については、児童相談所・福祉事務所・学校・民間団体などとの連携が必要であり、加えて保護施設や回復のための支援センター等の社会資源の新設が急務であると考えられる。
 - 13～17歳の被害者が多いという傾向が示す通り、性交同意年齢の13歳以上であっても十分に性的自己決定ができるとはいえない現状が見えてくる。暴行・脅迫がなくても、あるいは十分な抵抗ができなくても強姦性交等罪が成立する年齢を、現行の13歳未満から引き上げることについての検討が必要である。
 - 監護者からの被害に遭っている未成年者のうち、男性の被害状況は複雑であり、児童相談所や警察に相談すること自体のハードルが高い上に、女性の被害者が、居場所を求めて地域社会を「漂流」する中で、安全とは言えないにしても、何らかの形で居場所や食事が得られる機会があるものの、男性についてはそのような資源も少なく、また、どのような資源があるかについて支援者側にとっても未知の部分が多く、早急に新しい資源を探して連携の機会を広げていく必要を感じる。
- <未成年者が被害者である事案で最初にセンターに相談した者の属性及びそこから見える課題について>
- 未成年が被害者である事案で、当該事案について最初にセンターに相談した者が被害者本人であった事案は、およそ4割強である。13歳未満の被害の場合は母親から、中学生・高校生（13～17歳）の被害の場合は、

本人又は母親のほか，友人・先輩，関係機関や知人から，18～19歳の被害の場合は自ら相談してくる場合がそれぞれ多いという傾向である。

- 中学生・高校生（13～17歳）本人が相談者である場合，主訴は性被害であるものの，家族の機能不全という問題を抱えている場合が多く，父親からの性虐待から逃れるために家を出て「漂流」し，結果として「とめお（泊めてくれる場所を提供する男性の意）」から更に性被害を受けるなど，多重被害を受けているケースがある。その一方で，性被害について「困り感（困っているという実感の意）」がないというケースもある。支援する側としてはきめ細かく対応するように心がけている。
- 継続的に性虐待に遭ってきた子どもの特性として，他者への順応性が高く，相談員に話はしてくれるものの肝心な部分は回避したり，「こうしたい」・「したくない」が言えなかったり，自分の身体や気持ちを大事にできなくなってしまっている場合も多く，被害の最中に解離を起こして，被害状況の記憶がない場合もある。このような被害が及ぼす心身の健康について，対応する医療機関や捜査機関の理解が必要である。
- 被害後，被害に遭った未成年者を大人がサポートしてくれる環境にあるかどうかは，その後の被害者の回復に大きな影響を及ぼすことがわかってきている。人権擁護の立場から，誰もが等しく適切なサポートを得られる社会を作っていく必要があると考える。

<未成年者の被害における加害者の実態及び被害場所について>

- 未成年者の被害に関する加害者の実態を見ると，18～19歳については「面識のない人」からの被害が比較的多い。これは，大学進学等を契機として家を離れ，街中で見知らぬ人に声をかけられる，カラオケに誘われる，お酒を飲む等の機会が増えるなどといったきっかけによる被害が多いことによるものと思われる。
 - 「SNSで知り合った人」からの被害のうち，中学生・高校生（13～17歳）が被害に遭うケースが増加している。
 - 「AV・リフレ・風俗客」からの被害に加え，SNSを利用した「ひま部（暇であるとの意）」，「パパ活」，「地下アイドル」等，エンタラップ型の手口による新たな被害が増えている現状がある。
 - 未成年者が被害に遭った場所としては，中学生・高校生は「自宅」や「加害者の家」が，18～19歳は（20歳以上と同様の傾向として）「ホテル」が増えてくる。ここからは中・高校生が「手軽に」被害に遭うという深刻な状況がうかがわれる。
- (2) SARC 東京への相談者の警察への被害申告の状況等について（田辺運営委員）

- SARC 東京の 24 時間ホットラインから面接・同行支援の対象となる人の約 6 割が、警察に何らかの相談をしているとのことである。これは、「性暴力救援」を、はっきりうたっている相談ダイヤルに電話をしてくる相談者は、そもそも自分の被害を何とかしたいという意思を持っている人が多いと思われる。
 - 警察に被害申告しないという相談者に、その理由を確認したところ、「見知らぬ人からの突然の被害、余りの暴力にぼう然自失となり（相談する）気力が出ない」といった特に深刻なケースもあれば、「加害者が親やクライアントで、おおごとにしたくない、知られたくない」、「以前痴漢に遭った際、加害者のように追及されたのもう警察には行きたくない」等というケースも少なくないと感じている。
 - 被害届が受理されなかった本人に、受理されなかった理由を聞いたところ、「暴行脅迫がない」、「抵抗しきれていない」、「加害場所からすぐに SOS を出していない」、「逃げていない」、「合意があったと相手言っている」などの説明を警察から受けたとのことであった。
- (3) 東京都による支援等の状況について（白石課長代理）
- 平成 30 年度から、新しい危機対応として、東京都が、一般社団法人 Colabo, NPO 法人 BOND プロジェクト, NPO 法人人身取引被害者サポートセンターライトハウスの 3 団体に業務委託として「東京都若年被害女性等支援へのモデル事業」を実施し、路上及び WEB パトロール等を実施している。
 - 何らかの事情で警察に届出ができない方について、緊急避妊薬や感染症検査の医療費助成を行っているほか、平成 31（令和元）年度から、元々警視庁で実施している支援の補助的支援として、精神的ケアについての支援（緊急的な心理カウンセリング）の費用負担を一部行っている。
 - 東京都は、区市町村、学校関係者、企業関係者、産婦人科医に対する研修を毎年実施しており、二次的被害についてもお話しさせていただいている。また、平成 20 年度以降、毎年、1 区 1 市において、過去に被害経験を有し、自ら被害者支援等を行っている方による講演やパネルディスカッションなどを内容とする犯罪被害者週間行事等を行い、それらを通じて一般都民に広報・啓発を行っている。
- (4) 質疑応答
- (Q. 被害直後から相当期間が経ってから相談される例はあるか。)
ある。被害から相当期間が経った 60～70 歳代の方から、過去の被害について相談を受けた例もある。その方たちは、眠れない、通院しているが症状が止まらない、苦しみを聞いてもらいたいと、深夜から朝方にかけて

電話をいただくことが多い。しかし、SARC 東京のホームページに「被害直後の方へのホットラインである」と表示していることもあり、被害直後に相談をいただく方が多い。

○(Q. 刑法改正以降、男性の被害相談が増えているか。)

少しずつではあるが増えている。刑法改正の影響は大きいと思う。

○(Q. トランスジェンダーの方への支援の難しさ（必要な専門性や社会資源）について）被害前から身体と心が異和を起こしている状態であると考えられるため、専門医から性同一性障害の診断を受けている相談者であっても、性被害を受けることで大きな危機や苦痛を経験するという相談を受けることがある。いずれにしても相談例が少ないので、今後、支援員も経験を積み重ね、研修等を通じてトランスジェンダーの相談者に対する理解を深め対応していかなければならないと考えている。

○(Q. 外国人からの被害相談への対応状況について) 大使館を通じて相談をいただくことが多いが、留学生等、日本語がある程度話せる方については、本人から直接相談をいただくこともある。多くの国籍・言語圏からの相談がある上、オリンピック開催を控えているため、今後とも外国籍の方から様々な相談をいただくことになると思われる。性暴力被害者支援が日本よりも充実している国からの相談者からは、「なぜ病院にレイプキットを置いていないのか」等といった質問を受けることもある。これは日本人の被害者にとっても喫緊の課題だと思う。

○(Q. 性犯罪・性被害を受けた未成年者が警察に行きたがらない理由は何か。) 親に知られたくないという理由が多い。また、見ず知らずの人から被害を受けた方、薬物混入を伴う被害を受けた方、深刻な暴力被害に遭った方については、特に警察申告を躊躇する傾向がある。

加えて18～19歳の未成年の被害者に特有な問題がある。まず、この年齢層の未成年者は児童相談所の保護や支援の対象外になる。次に、この年齢層の未成年者は、大学や専門学校に通学中の者も多く、被害を申告した結果、親からの学費が支払われずに退学という結果になるならば、将来の人生にとって大きな損失となるし、母親もDV被害者である場合もある。これらの事情により、被害の開示が遅れ、たとえ子どもの頃から継続的被害に遭っていたとしても刑事事件化が難しくなることもある。

被害に遭う期間が長くなればなるほど、被害者は加害者からの支配に取り込まれ、感覚が麻痺したり、周囲の大人への信頼感が低下したりすることから孤立や絶望感につながることもある。あるいは自己尊重感が低下することも多い。加害者から被害者を引き離しても、被害者が自ら（元の関係に）戻ってしまうことも多い。DV被害者の方と同じような経緯を

たどるケースも見てきた。子どもが安心して相談できる場所や保護できる安全な場所が必要である。

- (Q. 児童相談所との連携について) 私たちにとってはハードルが高いと感じている。児童相談所に保護された経験を持つ子どもからは、「児童相談所は絶対に嫌だ。」という声を聴くことも多い。
- (Q. 被害者のうち、障害を有する者はどのくらいいるか。) 正確な人数は出せないが、特別支援学級に通級している子どもが大人から被害に遭った例や、特別支援学級の中で被害者・加害者がいる例などがある。
- (Q. 学校における相談・支援体制について) 子どもは一番信頼できる人に相談するものなので、養護の先生や担任の先生等、身近な信頼の置ける人に相談して被害が明らかになるというケースが増えている。直接的に被害を相談しなくても、不登校といった子どもからのサインを大人が受け取れるかどうか、サインを受け取った大人が迷うことなく行動を起こすことの大切さを先生方に理解してもらいたい。
- (Q. 二次被害なく被害を被害として受け止められるようにするための環境整備について) 訓練を受けた女性警察官をもっと増やしていただきたい。
- (Q. 未成年者が交際中の加害者から被害を受けた例はあるか。) 加害者が、交際していないにもかかわらず交際していると思いきわ偏った考え方や認知のゆがみから犯行に及ぶ例などが多いが、交際関係の中で被害に遭うといった例は余りない。今後は、交際中であっても同意のない性行為は相手を傷つけるのだということを未成年者に教えるための性教育が必要であると思う。
- (Q. 監護者以外の親族からの被害について) 祖父や兄からの被害が多い。母からの被害については、自身の性交を見ることを子どもに強要する行為などがある。
- (Q. 実父・継父からの被害について) 継父からよりも、実父からの幼少期からの継続する被害事例の方が多い。
- (Q. 幼少期の強制性交等の被害が発覚する端緒について) まず、母親が配偶者からのDVによりDVシェルターにつながり、一緒に避難してきた幼稚園児がシェルターで体調不良を訴えたので、よく話を聞いてみると性的な被害を受けていたことが発覚したという例もある。子どもが安心して話せる環境を取り戻すことが必要であることを示す例だと思う。

以上